**生産緑地地区の指定に関する相談カード**

（様式Ⅰ-１）

（太枠内にご記入をお願いします）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談日 | 年　　　　月　　　　日 |  | 受付番号 | **―** |

○ご相談に来られた方の氏名・住所・電話番号をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 電話番号 | 自宅 |
| （日中連絡がつく番号） | 携帯 |
| 住所 | 〒　　　　　－ | | |

○ご相談の土地についてご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地（地番） | 枚方市 | | |
| 地目（登記） |  | 所有者 |  |
| 地積（登記） | ㎡ | 主たる従事者 |  |

○位置及び区域　　「別添図面のとおり」

○土地に関する権利者についてご記入ください

|  |  |
| --- | --- |
| 所有権以外の権利 | 権利者氏名 |
| 対抗要件を備えた地上権 |  |
| 対抗要件を備えた賃借権 |  |
| 登記した永小作権 |  |
| 抵当権 |  |
| その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

※後日、本市で確認した事項については朱書きで追記させていただきます。

　 なお、裏面の生産緑地制度の内容等について、十分にご確認くださいますようお願いします。

※以下は記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 想定される  追加指定の要件 | □ | 生産緑地法第3条第1項及び第2項の要件に該当 | 備考 |
| □ | 既存の生産緑地地区に隣接（地区名：　　　　　　　　 　） |
| □ | 既存の生産緑地地区と同一街区（地区名：　　　　　　　） |
| □ | 既存の生産緑地地区と隣接街区（地区名：　　　　　　　） |  |
| □ | その他（　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

|  |
| --- |
| 受付欄 |
|  |
|
|

|  |
| --- |
| * 相談者への連絡 |
| 年　　　月　　　日 |
|  |
|  |

**生産緑地地区の指定について**

○以下の項目について都市計画課　担当者（　　　 　　　）が説明いたしました。

説明日　　　　　年　　　月　　　日

生産緑地に指定されるとできること

□市や農業委員会に生産緑地の管理のために必要な助言などを求めることができます。

生産緑地に指定されるとできないこと

□農地として管理することが義務付けられ、農地以外の土地利用はできません。

□生産緑地地区内では、建築物等の新築や増改築、土地の造成などはできません。

ただし、農業を営むために必要なもので、一定の建築物等に限り、市長の許可を得て建築等を行うことができます。

固定資産税について

□生産緑地地区に指定されると、固定資産税が農地評価・農地課税になります。

□営農状況が確認されず、市から指導を受けたにも係わらず改善されない場合は、固定資産税が宅地並み評価・宅地並み課税となります。

相続税・贈与税について

□生産緑地地区に指定されると、相続税・贈与税の納税猶予の特例を受けることができます。

□故障を事由に生産緑地の買取申出を行った場合や、都市計画の変更等により生産緑地地区が廃止された場合には、猶予が打切られ、支払わなければならないことになります。

営農が困難になった場合の措置

□以下に該当する場合は、市長に対して生産緑地を買い取るよう、申し出ることができます。

　　　　・指定後30年が経過した場合（特定生産緑地を除く）

　　　　・その土地の主たる（従たる）農業従事者が死亡した場合

　　　　・その土地の主たる（従たる）農業従事者に、営農を不可能とさせる故障が生じた場合

（市指定の診断書で提出してください）

□買取の申出があれば、市長等は生産緑地を買い取るか、他の農業従事者などへのあっせんに努めます。 これらが不調に終わった場合には、申出から３か月後に生産緑地の行為の制限が解除されます。

その他

□生産緑地地区内において制限された行為を許可なしに行ったり、許可内容に違反した場合、市長は当該地を原状に回復するよう命じることができます。また違反者には罰則規定が設けられています。

□以下のような状況で生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合は、営農意思に関わらず、生産緑地地区が廃止されます。

　　　　・隣接地等の生産緑地地区廃止により、一団で300㎡の面積要件が確保できなくなった場合

　　　　・道路の築造等により地区が分断され、一団で300㎡の面積要件が確保できなくなった場合　等

相談受理後の流れ

□相談カードに基づいた書類審査（相談カードに市が後日追記する場合あり）や現地確認（市から事前の連絡はなし）を行い、地区指定の可否について審査し、後日、市から連絡をします。

□指定可能な場合は、指定同意書や営農計画概要書の提出が必要となります。同意書には、土地所有者全員の実印や印鑑証明が必要です。

□賃借権など所有権以外の権利がある場合は、その権利者の同意（実印・印鑑証明書）が必要です。

□指定可能で、同意書等の書類が　　　　年　　　　月末までに提出された場合は、　　　　年　　　月頃に生産緑地地区に指定される予定です。